

## ツーリングの代行に関する約款

モトライドツアーズ株式会社(以後「乙」という。)が締結するツーリングイベントの企画及び実施業務に関する契約は、この約款の定めるところによる。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。

### 第1条(目的)

委託者(以下「甲」という)は、本約款の定めるところにより、甲が実施するツーリングイベントの企画及び実施(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条(委託内容)

前条による本件業務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) ツーリングイベントの目的地、経路地およびそれぞれの目的地、経路地間の走行ルート選定
  - (2) 参加者の先導、案内及び伴走
  - (3) 立ち寄り場所の選定及び手配
  - (4) その他業務の安全かつ円滑な遂行に必要となる事項
- 2 ツーリングイベントの開催日は甲乙協議のうえ決定する。
- 3 参加者のモーターサイクルに不具合が生じた際の整備(軽整備を含む)およびモーターサイクル自体の運搬は本件業務に含まない。

### 第3条(委託料)

本契約に基づく料金は甲乙協議のうえ決定する。また、本件業務の遂行に必要な費用のうち、乙の社員に係るものについては委託料に含まれるものとする。

- 2 雨天の際の代替日をあらかじめ設定するときは、代替日1日につき基本料金の30%に相当する額を加算する。
- 3 前項に定める「雨天」とは、ツーリングイベント前日午前11時発表の気象庁天気予報において、当日の降水確率が50%を超える場合をいう。

### 第4条(委託料の支払)

甲は、乙が指定した期日までに委託料を全額前払いしなければならない。

### 第5条(秘密情報)

本契約における秘密情報とは、本件業務に関連した技術・営業等に関する一切の情報のうち、甲および乙が相手方から秘密である旨を明示して開示されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- (1) 開示を受ける前から自己において既に所有していた情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から入手した情報

- (3) 開示を受ける前から既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず公知となった情報
- (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- 2 甲および乙から相手方への秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記録媒体等の有形物により行う。それ以外の方法によって秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなければならないものとする。
- 3 甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の内容および秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。
- 4 本契約に基づく秘密保持期間は、その情報を開示した日から5年間とする。

#### **第6条（個人情報の取り扱い）**

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定められたものをいう。）及び本件業務に関連して収集した個人情報について、個人情報の保護に関する関連法令の規定に則り、適切に取り扱うものとする。

#### **第7条（肖像権の同意）**

- 甲乙は、参加者に対し、甲または乙が制作する動画および画像に出演すること並びに当該動画等および当該画像等が含まれる記事において使用し公表することに、あらかじめ協力して同意を得るものとする。
- 2 乙は、本件業務を遂行する乙の社員が、甲が制作する動画および画像に出演すること並びに当該動画等および当該画像等が含まれる記事において使用し公表されることに、異議を申し立てないものとする。

#### **第8条（契約の解除と期限の利益の喪失）**

- 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
  - (2) 支払の停止があった場合
  - (3) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
  - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

- 3 甲または乙は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

#### **第9条 （委託終了後の措置）**

甲および乙は、委託契約が終了した場合、自らの責任と負担により、本件業務に関連した秘密情報を直ちに廃棄し、または相手方に返却しなければならないものとする。

#### **第10条 （業務の変更または中止）**

甲及び乙は、暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象であって、乙の責めに帰することができないものにより、乙が業務を行うことができないと判断したときは、甲乙協議のうえ本件業務の内容を変更し、若しくは一部中止または打ち切ることができる。

- 2 前項の場合において、ツーリングイベント実施日または委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について甲と乙が協議してこれを定める。
- 3 第1項及び前項の場合において損害を受けたときは、甲または乙はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は甲乙協議してこれを定める。

#### **第11条 （キャンセル料）**

甲の都合により本契約を解除するときは、甲は乙に30日前の解除の場合は契約額の10%、14日前の場合は30%、7日前の場合は50%、3日前の場合は80%、当日の場合は100%のキャンセル料を支払うこととする。

#### **第12条 （損害賠償）**

甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。この場合の賠償額は甲乙協議してこれを定める。

- 2 前項は、甲または乙の都合により本契約を解除する場合においても適用する。

#### **第13条 （公表）**

甲は、本件業務の成果をホームページ、動画投稿サイト、メディア等での掲載、開示その他の手段で自由に公表することができるものとする。

- 2 乙は、本業務の遂行により得た乙の権利の属する画像、動画につきホームページ、動画投稿サイト、自社メディア等での掲載、開示その他の手段で公表することができる。

#### **第14条 （協議事項）**

本契約または個別契約に定めのない事項および疑義のある事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

**第15条（裁判管轄）**

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。